

指定訪問看護ステーションの運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人ウイングが開設する指定訪問看護ステーション「ウイング大手門」（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護医療保険の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援すると共に、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 一、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一、名 称 指定訪問看護ステーション「ウイング大手門」
- 二、所在地 長崎県島原市前浜町丙 21 番地 1
- 三、連絡先 TEL:0957-63-5753 FAX:0957-63-5752

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一、管理者 看護師 1 名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二、看護師等 看護師 3 名（常勤職員、管理者と兼務）
准看護師 2 名（常勤）
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- 三、事務員 1 名
必要な事務を行う

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一、営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）、お盆（8 月 13 日～15 日）は休日とする。（都合により変更あり）
- 二、営業時間 9時から 17 時までとする。
- 三、電話等により、24時間常時連絡、対応が可能な体制とする。
- 四 必要に応じた重傷者管理が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護の内容は次の通りとする。

- | | |
|------------------|------------|
| 一、病状・障害の観察・健康相談 | 二、清潔の保持 |
| 三、食事及び排泄等日常生活の世話 | 四、褥瘡の予防・処置 |
| 五、リハビリテーション | 六、ターミナルケア |

七. 認知症や精神科疾患の看護
九. カテーテル等の管理

八. 療養生活や看護・介護方法の指導・支援
十. その他医師の指示による医療処置

(健康保険の指定訪問看護利用料)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準に基づく医療保険の本人負担分を徴収する。

- 一. 訪問看護を開始するに当たり、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 二. その他利用料として次の額を請求する

時間延長料 2 時間を越える訪問看護基本療養費(Ⅰ)の利用者

1 時間当たり 1,500 円

3 時間を超える(3 時間以上 8 時間まで)訪問看護基本療養費(Ⅱ)の利用者

1 時間あたり 400 円

営業日以外

9 時～17 時まで 1 時間当たり 2,500 円

その他の時間は 1 時間当たり 3,000 円

夜間・休日の訪問では、自己負担が発生する。

居宅以外のサービスについては、自己負担となる。

1 時間当たり 2,500 円 1 時間を超える場合 30 分毎に 1,000 円発生する。

日常生活上必要な物品

実費相当額

- 三. 第9条の通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点からかかる下記の費用を徴収する。

尚、管理者が支払い困難と認めた交通費については、減額又は免除することがある。

- 四. 公共交通機関を使用した場合

実際にかかった運賃の額

事業所の自動車を使用した場合

1kmあたり 30 円

(介護保険法の指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用料)

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準に基づくその費用の1割又は2割、3割を徴収する。

(※厚生大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する)

- 一. 訪問看護を開始するに当たり、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。但し、管理者が支払い困難と認めた利用料については、減額又は免除することがある。

- 二. その他利用料として次の額を請求する

時間延長料 2 時間を越える訪問看護基本療養費(Ⅰ)の利用者

1 時間当たり 1,500 円

3 時間を超える(3 時間以上 8 時間まで)訪問看護基本療養費(Ⅱ)の利用者

1 時間あたり 400 円

営業日以外

9 時～17 時まで 1 時間当たり 2,500 円

その他の時間は 1 時間当たり 3,000 円

夜間・休日の訪問では、自己負担が発生する。

日常生活上必要な物品

実費相当額

- 三、第9条の通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点からかかる下記の費用を徴収する。
- 尚、管理者が支払い困難と認めた交通費については、減額又は免除することがある。
- 四、公共交通機関を使用した場合 実際にかった運賃の額
- 事業所の自動車を使用した場合 1kmあたり 30 円

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、島原市、雲仙市国見町、南島原市深江町、南島原市布津町とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 一、看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情处理)

第11条 管理者は、提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする

(事故発生時の対応)

第 12 条 ステーションは、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、介護支援事業者又は介護予防支援事業者・市町に連絡を行うと共に、必要な措置を行う。

- 一. ステーションは、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 二. ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第 13 条 ステーションは、利用者の個人情報について、法人規定及び「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努める

- 一、ステーションが得た利用者の個人情報については、事業所の介護サービス提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止)

第 14 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、事業所の管理者を虐待防止責任者として設置し、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 15 条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究研修の機会を設け、また業務態勢を整備する。

①. 採用時研修 採用後6ヶ月以内

②. 継続研修 年1回

- 一. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 二. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 三. 規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人ウイングと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成 13 年 11 月 1 日から改定。

この規程は、平成 16 年 5 月 16 日から改定。

この規程は、平成 15 年 8 月 1 日から改定。

この規程は、平成 16 年 2 月 15 日から改定。

この規程は、平成 16 年 5 月 16 日から改定。

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から改定。

この規程は、平成 16 年 9 月 15 日から改定。

この規程は、平成 17 年 2 月 16 日から改定。

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から改定。

この規程は、平成 18 年 3 月 31 日から改定。

この規程は、平成 18 年 4 月 16 日から改定。

この規程は、平成 18 年 5 月 16 日から改定。

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から改定。

この規程は、平成 18 年 11 月 15 日改定。

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日改定。

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日改定。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日改定。

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日改定。

この規程は、平成 22 年 9 月 16 日改定。

この規定は、平成 23 年 6 月 1 日改定。

この規定は、平成 24 年 3 月 1 日改定。

この規定は、平成 28 年 1 月 15 日改定。

この規定は、平成 28 年 3 月 10 日改定。

この規定は、平成 28 年 5 月 16 日改定。

この規定は、平成 28 年 6 月 16 日改定。

この規定は、平成 28 年 8 月 1 日改定。

この規定は、平成 28 年 9 月 7 日改定。

この規定は、平成 28 年 9 月 15 日改定

この規定は、平成 28 年 10 月 15 日改定

この規定は、平成 29 年 3 月 25 日改定

この規定は、令和 1 年 9 月 15 日改定

この規定は、令和 2 年 1 月 1 日改定

この規定は、令和 3 年 2 月 23 日改定

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日改定

この規定は、令和 3 年 7 月 22 日改定

この規定は、令和 5 年 1 月 10 日改定

この規定は、令和 5 年 4 月 21 日改定

この規定は、令和 5 年 5 月 18 日改定

この規定は、令和 6 年 3 月 5 日改定